

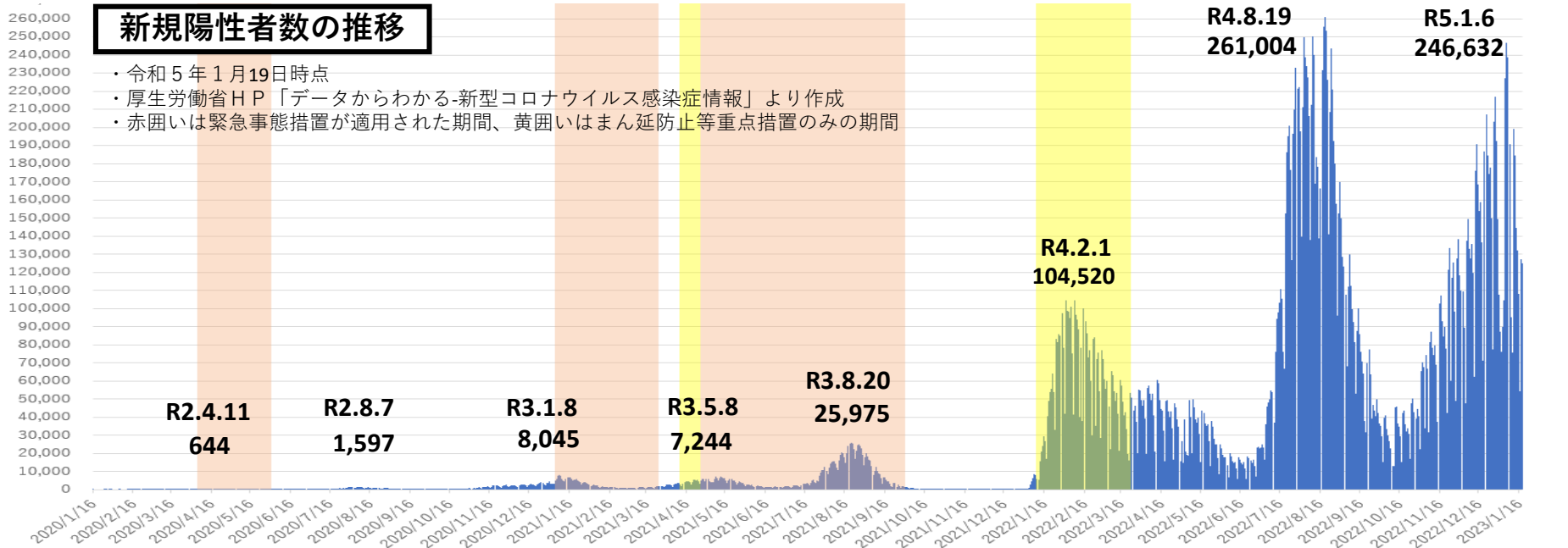
総務省説明資料

令和5年1月

総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室

総務省における新型コロナウイルス感染症対策に係る地方連携推進の取組（概要）

新型コロナウイルス感染症の対応（全体）



① コロナ対応初期 ② ワクチン1・2回目接種 ③ ワクチン3回目接種 ④ ワクチン4回目接種 ⑤ オミ株対応ワクチン接種

R2.2.25 政府対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定

R3.2.17 コロナワクチン1・2回目接種開始（医療従事者等）

R3.4.12 ワクチン1・2回目接種開始（高齢者）

R3.12.1 ワクチン3回目接種開始

R4.5.25 ワクチン4回目接種開始（高齢者等）

R4.9.20 オミ株対応ワクチン接種開始

R2.2.26 コロナ対策に係る都道府県・指定都市幹部との1対1情報共有体制の構築

- 自治体に最新情報を提供
- 自治体の要望を聞き取り、関係省庁にフィードバック
- 特に、次の課題に対応
 - マスク・防護服等の確保
 - 宿泊療養施設の確保
 - 病床の確保
 - 検査体制の確保

R3.4.27 新型コロナワクチン接種地方支援本部の設置

- 速やかなワクチン接種に向けて、自治体を支援

R3.7.1 新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部へ改組

- ワクチン以外の新型コロナ対応を対象に加え、地方連携体制を拡充

R3.7.1 自治行政局（地域力創造G）に新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室を設置 同室に地方連携総括官を設置

総務省における地方連携体制の構築

地方自治体と連携した新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進

総務省 新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部※

本部長：総務大臣

本部長代理：総務副大臣、総務大臣政務官

副本部長：総務事務次官、総務審議官、消防庁長官、自治行政局長、自治財政局長、地方連携総括官兼地域力創造審議官

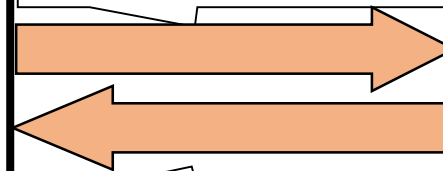
本部長員：自治税務局長、大臣官房長、官房総括審議官、消防庁次長、官房審議官(地方行政制度担当)、官房審議官(コロナ・デジタル化担当)、公務員部長、官房審議官(財政制度担当)

幹事：住民制度課長、デジタル基盤推進室長、マイナンバー制度支援室長、市町村課長、地域政策課長、マイナポイント施策推進室長、地域振興室長、過疎対策室長、応援派遣室長、福利課長、財政課長、財政課参事官、調整課長、財務調査課長、税務局企画課長、消防庁総務課長

総務省リエゾン：60名程度

事務局：新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室(自治行政局)
(室長：地方連携総括官)

・ワクチン接種に向けた支援
・マイナンバーカードの普及促進に向けた支援
・その他感染症対策・デジタル化推進等のための連携・調整



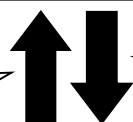
自治体の取組状況や課題を丁寧に聴取・把握

都道府県
政令市
市区町村

全国知事会
全国市長会
全国町村会

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

感染症対策やデジタル化推進等に関する最新の情報を提供



※R4.4に地方のデジタル化を対象に加えて改組

自治体の取組状況や課題をフィードバック

厚生労働省・デジタル庁等の関係府省

総務省における地方連携推進の取組（①コロナ対応初期）

政府の動き

- R2.2.25 政府対策本部会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 国内の複数地域で経路不明の感染が発生し、一部地域で小規模クラスターが発生する中、「今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期」とし、目下の対策と今後講じていくべき対策を総合的に提示。

総務省における地方連携推進の取組

- R2.2.26 政府対策本部と自治体間で迅速かつ適切に情報共有が行われ、必要な支援についての相互認識を確保する体制が必要との認識のもと、**各都道府県・指定都市の幹部に対して、総務省担当者を1名ずつ決め、1対1での情報共有や情報提供ができる体制を構築。**
- 日々、自治体から、**次のような課題を聞き取り**、厚生労働省はじめ**関係省庁にフィードバック**を実施。

- | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------------|
| ・ マスク、防護服等の物資確保 | ・ イベント等の中止 | ・ 財政措置 |
| ・ 軽症者等宿泊療養施設の確保支援 | ・ 情報提供・相談体制の強化 | ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 |
| ・ 医療体制の強化 | ・ 避難所における感染拡大防止 | ・ 地方創生臨時交付金 |
| ・ 検査体制の強化への支援 | ・ 水際対策 | ・ 新型インフル特措法 |
| ・ 日用品等の買い占めへの対応 | ・ 地域経済への影響 | ・ 特別定額給付金 |
| ・ 教育機関等の感染拡大防止等 | | |
| ・ テレワーク、時差出勤等 | | |
- 等

（参考）R2.5.21衆議院総務委員会 高市総務大臣答弁

都道府県、指定都市の幹部と総務省職員との一対一の連絡体制、まだ続いております。これは、**地方公共団体に最新の情報を提供**するということとともに、**地方団体の御要望を伺って関係省庁にフィードバック**を続けてまいりました。

これらを受けて、四月三十日に成立した補正予算では、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設**や、**雇用調整助成金の特例措置の拡大**といった、**地方団体から特に強い御要望のあったさまざまな施策について具体化**されております。

総務省における地方連携推進の取組（コロナワクチン接種）

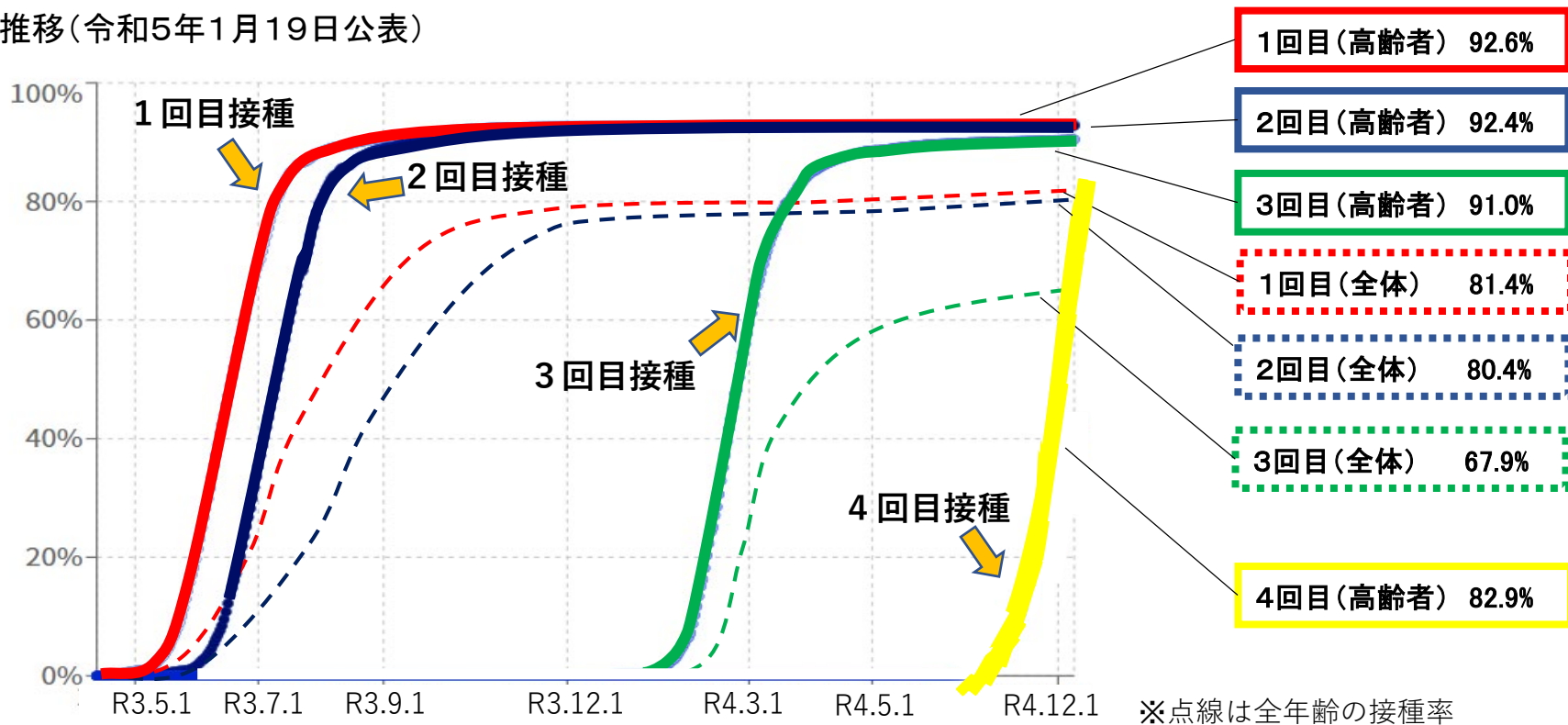
1・2回目接種

「希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終える」という総理の発言を受け、令和3年4月末から自治体へ働きかけた結果、7月末時点で全国の高齢者の約8割の方が2回の接種を完了し、目標は概ね達成。

3回目接種

「1月・2月に山場を迎える、3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しについて、ペースアップに取り組む」という総理の指示を受け、令和4年1月から自治体へ働きかけた結果、2月中旬には1日100万回の接種を実現。現在、高齢者及び全体の接種率はG7で2位。

○接種率推移（令和5年1月19日公表）



総務省における地方連携推進の取組（②コロナワクチン1・2回目接種）

政府の動き

- R3.2.17 医療従事者等（約480万人）の優先接種を開始。
- R3.4.12 高齢者（約3,600万人）の優先接種を開始。
- R3.4.23 菅総理(当時)が、希望する高齢者に、7月末を念頭に各市町村が2回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組むことを表明。
- R3.5.7 菅総理(当時)が、7月末を念頭に希望する全ての高齢者に接種を終わらせるため、1日100万回の接種を目標とする考えを表明。

総務省における地方連携推進の取組

- R3.4.27 「**新型コロナウイルスワクチン接種地方支援本部**」を設置し、第1回会合を開催。**武田大臣(当時)から幹部職員に対し、「7月末を念頭に、高齢者への速やかなワクチン接種に向けて、全力を挙げて自治体支援に取り組むよう」指示。**
- R3.4.30 総務省・厚労省連名で、自治体現場の課題等を丁寧にお伺いし、個別自治体の課題解決を促進するため、自治体の「**希望する高齢者に対する接種の2回目の終了時期の見込み**」を照会。（計4回）
- **1対1の連絡体制により、接種体制の構築に向けて個別に具体的な働きかけを行うとともに、継続的に、自治体の課題を丁寧に聞き取り、関係省庁へのフィードバックを実施。**

〈連絡体制において聞き取った主な課題と対応〉

- ・ **ワクチン供給** ⇒ 前倒しでの供給、追加購入、配分見通しの提示
- ・ **医療従事者の確保** ⇒ 看護師等の派遣、歯科医師・臨床検査技師等の接種、財政支援の拡充（交付金活用）

〈連絡体制において聞き取ったワクチン以外の課題〉

- | | | | |
|-------------------|-----------------|-------------|--------|
| ・ 軽症者等宿泊療養施設の確保支援 | ・ 教育機関等の感染拡大防止等 | ・ 地域経済への影響 | ・ 水際対策 |
| ・ 医療体制の強化 | ・ テレワーク、時差出勤等 | ・ 財政措置・交付金 | 等 |
| ・ 検査体制の強化への支援 | ・ 情報提供・相談体制の強化 | ・ 新型インフル特措法 | |

- R3.7.1 **ワクチン以外の新型コロナ対応を対象に加えて「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」**を設置し、第1回会合を開催。**武田大臣(当時)から幹部職員に対し、総力挙げた取組を指示。**
- 同日 自治行政局（地域力創造G）に、自治体における円滑なワクチン接種推進、その他新型コロナ対応に係る国と自治体及び自治体相互間の連絡調整を所掌する**新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室を設置**。同室に**地方連携総括官を設置**。5

総務省における地方連携推進の取組（③コロナワクチン3回目接種）

政府の動き

- R3.9.22 厚生労働省が、厚生科学審議会分科会の見解（3回目接種の時期は2回目接種から「おおむね8か月以上後」とすることが妥当）を受けて、12月から3回目接種の体制を確保するよう自治体に周知。R3.12.1から、3回目接種を開始。
- 厚生労働省は、オミクロン株の感染拡大を受けて、順次、接種間隔を前倒し。
 - R4.1から、医療従事者等（約600万人）、高齢者施設等入所者等（約900万人）の接種間隔を2か月前倒し（6か月）
 - R4.2から、その他高齢者（約1,700万人）の接種間隔を1か月前倒し（7か月）。 R3.12.17厚労省から自治体に連絡
 - R4.3から、その他高齢者の接種間隔を更に1か月前倒し（6か月）。一般・職域（約5,500万人）を1か月前倒し（7か月）。 R4.1.13厚労省から自治体に連絡
- R4.1.11 岸田総理が、1・2月に山場を迎える3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しについて、各都道府県における大規模接種会場の設置や接種場所の更なる確保などを通じて、ペースアップを要請する考えを表明。
- R4.2.7 岸田総理が、一般高齢者の前倒し接種が本格化する中、国・自治体・企業挙げて、2月のできるだけ早期に1日100万回までペースアップすることを目指して、取組みを強化する考えを表明。

総務省における地方連携推進の取組

- R4.1.12及び2.8 **「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」を開催。金子大臣(当時)から幹部職員に対し、「前倒し接種のペースアップに向けて、自治体支援に全力で取り組むよう」指示。**
- R4.1.17 総務省・厚労省連名で、自治体現場の課題等を丁寧にお伺いし、個別自治体の課題解決を促進するため、自治体の「希望する2月末までの対象者に対する3回目接種の2月末までの終了見込み」を照会。（計2回）
- **政務三役から、全国知事会(1.17、2.17、4.7)、全国市長会(1.18、2.17、5.18)、全国町村会(1.20、2.18、5.20)に対し、前倒し接種の加速化について協力要請。**更に、金子大臣・田畑副大臣(当時)から、全国の都道府県知事・指定都市市長等に対して電話要請。
- 1対1の連絡体制により、前倒し接種の加速化を依頼するとともに、継続的に、自治体の課題を丁寧に聞き取り、関係省庁へのフィードバックを実施。

〈連絡体制において聞き取った主な課題と対応〉

- ・ ワクチン供給 ⇒ 供給スケジュールの早期提示、都道府県の要請に応じた緊急配送・追加配送、前倒しでの供給
- ・ 追加接種・交互接種の有効性等の周知 ⇒ 政府広報の実施（総理等による発信、専門家出演のCM、閣僚等の率先接種） 等

総務省における地方連携推進の取組（④コロナワクチン4回目接種等）

〈コロナワクチン4回目接種〉 ⇒ 〈成果〉 R4.8末の時点で、接種対象者（60歳以上の者）の7割超が接種

政府の動き

- R4.5.25 3回目接種後5か月経過した、「60歳以上の者」「18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者」の4回目接種を開始。
- R4.7.14 岸田総理が、60歳未満の医療機関・高齢者施設等の従事者を4回目接種の対象とする考えを表明。R4.7.22から接種開始。

総務省の取組

- R4.7～8にかけて対象者数がピークとなることを踏まえて、1対1の連絡体制により、接種体制の確保など一層の接種促進を依頼するとともに、継続的に、自治体の課題を丁寧に聞き取り、関係省庁へのフィードバックを実施。

〈お盆期間中の検査体制確保〉 ⇒ 〈成果〉 全国の都道府県の主要な駅・空港等において、臨時検査拠点設置

政府の動き

- R4.7.8 内閣官房・厚生労働省から、都道府県に対し、帰省等を通じた感染拡大防止等の観点から、検査体制の確保を依頼。

総務省の取組

- 1対1の連絡体制により、情報共有し対応を依頼するとともに、自治体の課題を丁寧に聞き取り、関係省庁へのフィードバックを実施。

〈発熱外来自己検査体制の整備〉 ⇒ 〈成果〉 全都道府県において、必要な体制の整備・強化を実施

政府の動き

- R4.7.21 厚生労働省から、都道府県に対し、発熱外来のひっ迫を回避する観点から、自らが検査した結果を健康フォローアップセンター（FUC）等に登録し外来受診を経ずに療養に繋げる体制（発熱外来自己検査体制）の確保を依頼。
- R4.9.26 全数届出の見直し後、FUCが、軽症者に係る患者数把握・相談支援提供の拠点として機能。

総務省の取組

- 1対1の連絡体制により、情報共有し対応を依頼するとともに、自治体の課題を丁寧に聞き取り、関係省庁へのフィードバックを実施。

総務省における地方連携推進の取組（⑤オミクロン株対応ワクチン接種）

政府の動き

- R4.9.6 岸田総理が、年末年始に備えて、山場となる10月から11月にかけて、接種券の配布、会場確保など、1日100万回を超えるペースの体制を整備して、ワクチン接種を加速する考えを表明。
- R4.9.20 オミクロン株対応ワクチン（BA.1型）の接種を開始。
- R4.10.13 オミクロン株対応ワクチン（BA.4-5型）の接種を開始。
- R4.10.21 接種間隔を短縮（5か月→3か月）⇒従来株対応ワクチンで4回目接種済の者（約3,400万人）の接種前倒し。

総務省における地方連携推進の取組

- R4.11.7 「**新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部**」を開催し、**寺田大臣(当時)から指示**。
- R4.12.14 同本部を開催し、**松本大臣から幹部職員に対し、「接種の加速化に向けて、自治体支援に全力で取り組むよう」指示**。
- **政務三役から、地方六団体に対し、接種促進について協力要請**。
- **1対1の連絡体制により、接種促進を依頼するとともに、継続的に、自治体の課題を丁寧に聞き取り、関係省庁へのフィードバックを実施**。また、連絡体制を通じて聞き取った特徴的な取組事例を自治体に紹介し、横展開を推進。

区市町村等と連携した駅近での臨時接種会場の開設（東京都）

日時	11月4日(金)、11日(金)、14日(月)、17日(木) 11時～19時30分(受付終了19時) ※この日限りの特別会場になります
会場	虎ノ門ヒルズ森タワー4階 フォーラムホール東京（東京都港区虎ノ門1-4-1） 東京メトロ有楽線「虎ノ門駅」B4出口より徒歩2分
対象者	■虎ノ門ヒルズ内の企業等で勤務する方 ■近隣住民の方 とあわせて、期間（11/22日）接種を希望しており、最新の接種回数も3か月を超過している22歳以上の方
ワクチン	ファイザー社製（オミクロン株対応BA.4-5）
予約	事前予約の必要なし
持ち物	・接種券 ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

首都圏九都市首脳会議における共同メッセージ



アドバイザーチーム監修による効果・副反応等を周知するチラシ作成（長野県）

オミクロン株対応ワクチン接種がはじまっています。最新のワクチンには、オミクロン株に対して、これまでのワクチンを上回る効果が期待されています。

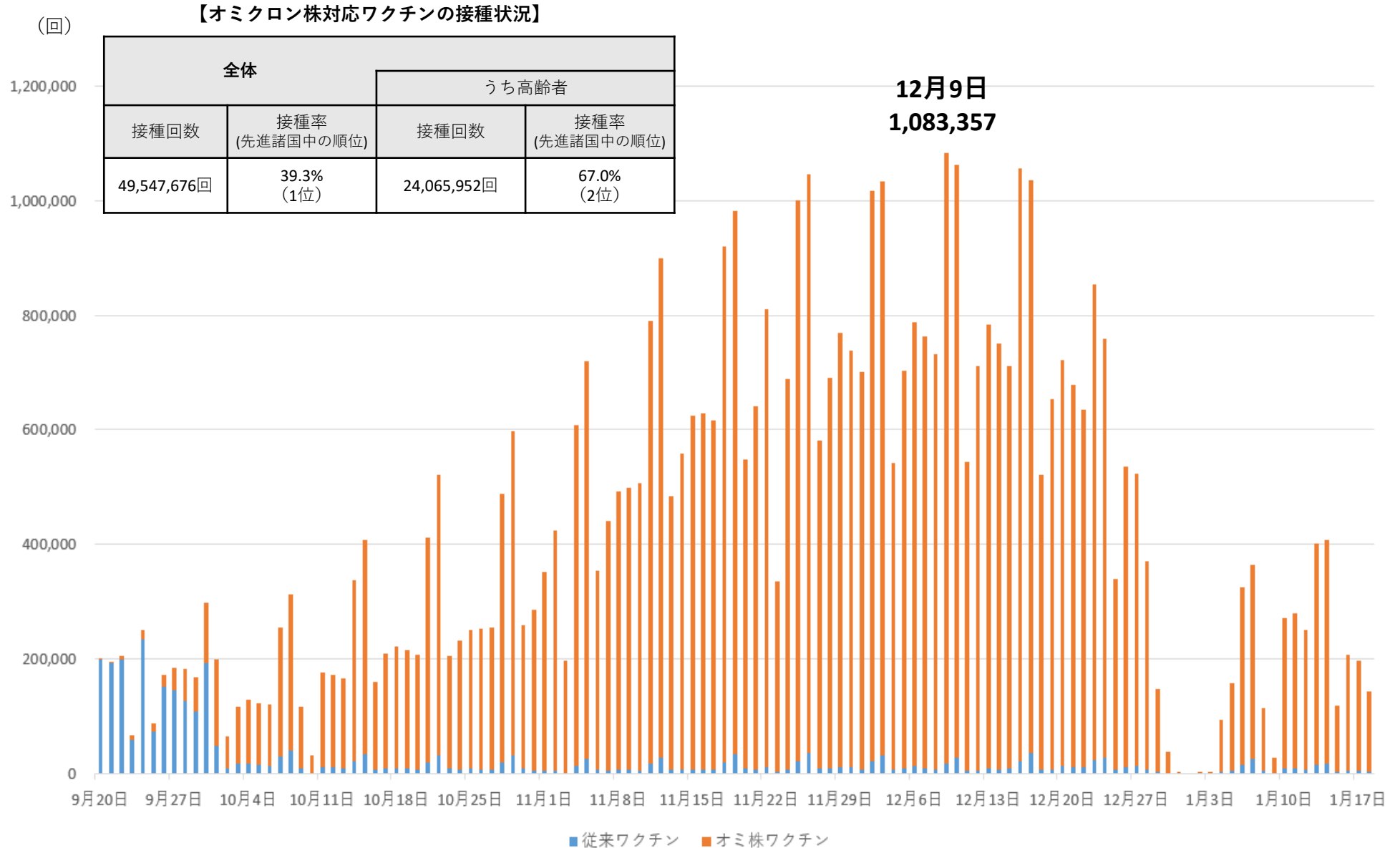
接種の交わり
最新のワクチンには、オミクロン株に対して、これまでのワクチンを上回る効果が期待されています。

副反応の心配
ファイザー社製オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンと同様に、接種後に副反応がみられる場合がありますが、軽微な副反応がほとんどです。

乳幼児向けワクチンに関する保護者などの悩みや疑問を受け付ける相談窓口設置（鳥取県）



オミクロン株対応ワクチン接種の状況



※ 1 令和 5 年 1 月 1 9 日 公 表 時 点 の デ ー タ を 集 計
 ※ 2 VRS へ の 報 告 数 値 を 使 用 (首 相 官 邸 H P よ り デ ー タ を 取 得)

総務省における新型コロナウイルス感染症対策に係る地方連携推進の取組（総括）

- 新型コロナ対策について、総務大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「政府対策本部」の一員として、対応。
- 特に、新型コロナ感染症が全国的かつ急速に感染拡大し、国民の生命と健康、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼす未曾有の事態への対応に当たって、国と地方の十分な連携・協力が重要であるため、総務省として、総務省設置法において「国と地方公共団体の連絡調整」が所掌事務とされていることに基づき、国と自治体及び自治体相互間の連携・協力がスムーズに行われるよう取組。
 - ※ 個別具体的な取組内容については、各省大臣が行政事務を分担管理することに留意し、検討。
- これは、不測の重大な危機であって全国規模の対応を要する事態において、（個別）制度の運用上求められる国と自治体との連携・協力について、実効性を高めるための方策の一つと位置付けることができるのではないかと。

◎総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

(任務)

第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十八 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。